

府 子 本 第 571 号
28 文 科 初 第 727 号
雇 児 発 0823 第 1 号
平 成 28 年 8 月 23 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う
実施上の留意事項について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成 28 年内閣府告示第 119 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は平成 28 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日付府政共生第 350 号、26 文科初第 1464 号、雇児発 0331 第 9 号）は廃止する。

記

第1 公定価格の具体的な算定方法等

(1) 算定方法、加算の要件及び申請手続き等

特定教育・保育等に要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準については、告示に定めるところであるが、具体的な算定方法、加算の要件及び申請手続き等については、別紙1から別紙10によること。

(2) 教育標準時間認定子どもに係る経過措置

教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費等の額については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第9条第1項第1号及び同項第2号イ及びロ並びに同項第3号イ及びロの規定により、国庫負担対象部分と地方単独費用部分に分かれるが、告示に定める別表第二等の額は、地方単独費用部分も含め、特定教育・保育に通常用する費用の額としての標準価格を示しているものであり、国庫負担対象部分は、この標準価格に1,000分の725を乗じて得た額としている。

地方単独費用部分は地域の実情等を参酌して市町村が定めることとされているが、新制度の円滑な実施には、給付額が適正に設定されることが重要であり、また、標準価格は幼稚園等に求められる職員配置基準等を踏まえた必要な費用の実態に基づき、人件費の地域間格差も踏まえて設定した標準的な給付水準であること等を踏まえ、各市町村は、基本的に、この標準価格に基づき、各市町村において給付額を設定いただくようお願いしたいこと。

なお、地方財政措置についても、標準価格を基に設定する予定としていることから、こうしたことも十分に踏まえた対応とすること。

(3) 都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設の公定価格

別紙1から別紙4及び別紙10については、都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設（以下「私立施設」という。）に適用されるものであり、都道府県及び市町村が設置する特定教育・保育施設に係る公定価格については、私立施設に適用される公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、施設の設置主体である都道府県及び市町村が定めるものであること。

第2 月途中で利用を開始又は利用を終了した子ども等に係る公定価格の算定方法

(1) 月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

公定価格については、告示に定めるところにより各月の額を算定することになるが、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る公定価格については、以下の算式1又は算式2を用いて、日割りにより算定すること。

算式1 月途中で利用を開始した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格

$$\times \quad \text{その月の月途中の利用開始日からの開所日数}^{(注1)} \div \text{日数}^{(注2)}$$

算式2 月途中で利用を終了した子どもに係る公定価格の算定方法

告示により算定された各月の公定価格^(注1)

$$\times \quad \text{その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数}^{(注1)} \div \text{日数}^{(注2)}$$

(注1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が定める特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行う日をいい、(注2)の「日数」を超える場合は「日数」とする。

(注2) 教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合 20日

上記以外の子ども場合 25日

(注3) 上記により算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。

(2) 月途中で認定区分が変更した子どもに係る公定価格の算定方法

施設型給付等の支給を受けていた子どもが、保護者の就労状況等の変化により、認定区分が変更した場合については、変更した日の属する月の翌月（月初日に変更となった場合はその月）から適用する公定価格を変更すること。

なお、当該取扱は、認定区分の変更前後において、同一の施設・事業所を利用する場合に限るものであり、認定区分の変更と併せて利用する施設・事業所が異なる場合については、変更前後の施設・事業所において、それぞれ(1)により算定すること。

第3 施設型給付費等の支弁方法

(1) 施設・事業者からの請求

施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書（私立保育所にあつては委託費に係る請求書）を徴して支弁すること。

なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化することができること。

また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に応じて支弁されるものであること。

(2) 支弁時期

各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。

また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時（翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時）に併せて支弁又は精算をすること。

第4 充足すべき職員数の算定方法について

公定価格における充足すべき職員数については、別紙1から別紙10に規定するところである。

(1) 基本分単価において充足すべき職員と各加算について

3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算、主幹教諭等（主任保育士）専任加算、指導充実加配加算、チーム保育推進加算、学級編制調整加配加算、療育支援加算及び障害児保育加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たした上で、それぞれの加算において求める職員数を充足すること。また、事務職員雇上費加算、事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算の認定に当たっては、基本分単価において充足すべき事務職員及び非常勤事務職員^{（注）}を満たした上で、それぞれの加算において求める事務職員及び非常勤事務職員を充足すること。

また、施設・事業所において地域子ども・子育て支援事業等を実施している場合は、それらの事業等において求められる職員の配置を含めて充足状況を確認すること。

（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(2) 各加算の適用順位について

各加算の適用に優先順位はなく、各園の実情に応じて必要な加算を選択可能であること。

(3) 常勤以外の職員配置について

常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤専任であることに留意すること。

算式 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計

$$\div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} = \text{常勤換算値}$$

第5 虚偽等の場合の返還措置

市町村長は、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件について、指導監督等を通じてその適合状況を把握すること。

また、指導監督等の結果、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により加算の認定等を受けていることが認められた場合には、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じること。